

# 自治労寄付講座

## 「地方自治体の仕事と労働組合」



組織対策局長 岸 真紀子

# 1. 地方自治体の仕事

## 公共サービスとは

広く一般の人々の福利のために公的機関が供する業務。  
教育・医療・交通・司法・消防・警察など。（三省堂大辞林）

- 朝起きて・・・
- 玄関を出ると・・・
- 子どもができれば・・・
- 歳をとれば・・・

「みなさんの生活」と「公共サービス」は、切っても切り離せない関係にある。

必要とする人々にきちんと公共サービスが行き届き、良質な公共サービスが供給されることは、極めて重要な課題。

## 2. 公務職場における労働組合



### 【自己紹介】

1994年4月 北海道空知郡栗沢町役場に入職  
2006年3月 市町村合併により岩見沢市へ編入  
2013年9月 自治労本部 中央執行委員

「労働組合」との出会い

～なぜ公務職場に労働組合が必要なのか？

### ◆始めは

「職場に組合があった」「役員はみんながするもの」

### ◆途中からは

「公務職場」は、法律や条例に基づいて公共サービスを提供（仕事を）しているのに、職員には法律違反!?

「住民の役に立つ仕事がしたいと思っていたけど、現実は…」

「家族等からは『良いところに就職したね』と言われるけど…」

# 3. 自治労(じちろう)とは

【正式名】全日本自治団体労働組合

結成年 : 1954年  
組合員数: 約81万人

＜どのような労働者が参加しているのか？＞

- ①かつて(結成当初からしばらく)は、主に、地方自治体の職員(地方公務員)で組織していた。
- ②しかし、自治体の仕事が民間委託され、公共サービスの担い手が多様化していく中で(後述)、現在は、非公務員の公共サービス労働者の加入が増加している。

＜組合員の主な職種＞

県庁や市役所などの一般行政職員、保育士、看護師、介護職員、ケースワーカー、清掃職員、上下水道職員、給食調理員、中小企業労働者、公営交通労働者、臨時・非常勤等職員 など極めて多様

多くは地方公務員。  
公務員は、公務員法によって、労働基本権(団結権・労働協約締結権・争議権)を制約されている。

# 自治労の4つのサポート

- ① 「働く」をサポート  
賃金・労働条件の改善  
働きやすい職場づくり
- ② 「暮らす」をサポート  
組合員の暮らしを支える共済制度
- ③ 「仲間づくり」をサポート  
文化・スポーツ・レクリエーション
- ④ 「社会活動」をサポート  
社会問題への取り組み  
国際的な課題への取り組み

## 4. 講座のポイント

---

こんな方にオススメ！

- ✓ 公務員になりたい
- ✓ いろいろな仕事を知りたい
- ✓ 労働組合に関心がある
- ✓ もう少し聞いてみたい など

次週からは、現場で働く人から仕事と職場の状況を直接聞くことができる。

お気軽に受講を(^0^)/